



Title	ドイツ連邦共和国における司法通訳人・翻訳人認定制度について
Author(s)	阿部, 津々子
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2015, 2014, p. 11-20
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51821
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ドイツ連邦共和国における司法通訳人・翻訳人認定制度について¹

阿部津々子

1. はじめに - 本研究の意義

日本弁護士連合会は 2013 年 7 月 18 日付で「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」を取りまとめ、最高裁判所長官、法務大臣及び検事総長宛てに提出した。この意見書は、わが国において、近年の国際化および裁判員制度の施行により、従来以上に法廷通訳の質の確保が必須のものとなっているにも拘らず、通訳人の質の確保、資格、身分保障等について明文の規定がないため、資格・名簿制度、継続的研修制度、報酬制度等の立法化が必要であるとし、アメリカ合衆国、オーストラリア、韓国、EU 加盟国の現状を参考として例示するが、EU 加盟国に関しては、欧州理事会が 2009 年 11 月 30 日に採択した「刑事手続きにおける被疑者・被告人の手続き権の強化のためのロードマップに関する欧州理事会決定²」（以下「ロードマップ」）、および「刑事手続きにおける通訳・翻訳に対する権利に関する指令³」（以下「指令 2010/64/EU」）⁴について略述するにとどまり、EU におけるこれまでの取り組みや、各加盟国の認定制度に関する分析はなされてない。EU では近年、司法通訳・翻訳の共通水準確立という目標に向かって注目すべき進展が見られた。また、アメリカ合衆国の法廷では口頭での陳述が最も重視されるのに対し、欧州の多くの法廷では書面が主要な役割を果たすため司法翻訳の重要性が相対的に高い⁵ことなどからしても、大陸法系に属するわが国にとって、欧州における取り組みは特に参考になると考えられる。そこで本稿では、EU における司法通訳・翻訳の共通水準確立への道程を概観し、その中でドイツの司法通訳人・翻訳人法、報酬に関する法律がどのような発展を遂げ、また、どのような司法通訳人・翻訳人養成が行われているのかを総合的に検討することにした。本稿が、わが国における司法通訳人・翻訳人認定制度をめぐる議論深化のための一助となれば幸いである。

¹ 本稿は拙稿「ドイツにおける司法通訳翻訳人認定制度について」大阪大学大学院言語文化研究科修士論文、2013 年 3 月（未刊行）を要約・修正したものである。

² Resolution of the Council of 30 November 2009 on a Roadmap for strengthening procedural rights of suspected or accused person in criminal proceedings.

³ Directive 2010/64/EU of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 on the right to interpretation and translation in criminal proceedings.

⁴ 浦川紘子「EU『自由・安全・司法』の地域における刑事司法協力関連立法の制度的側面—被疑者・被告人の権利に関する 2 つの指令を手掛かりとして」、『立命館国際地域研究』（第 38 号）、2013 年 10 月、37-52 頁。

⁵ Juan Miguel Ortega Herráez, Cynthia Gianbruno, Erik Hertog, *Translating for Domestic Courts in Multicultural Regions: Issues and New Developments in Europa and the United States of America*, in: Anabel Borja Albi, Fernando Prieto Ramos (eds.), *Legal Translation in Context – Professional Issues and Prospects*, 2013 Peter Lang, S.89-121.

2. EU における司法通訳・翻訳の共通水準確立への道程

2010 年 10 月 20 日、EU において指令 2010/64/EU が採択された。これは、リスボン条約発効以降、刑事司法分野で採択された最初の指令であり、「ロードマップ」の措置 A (Measure A) に対応している。同指令は、被疑者・被告人が、警察による取調べ、弁護士との接見、裁判において司法通訳・翻訳を受ける権利を定め、必要な場合にはテレビ会議・電話を介した通訳を容認する。また、通訳の質を保全するため、各加盟国に資格を有する司法通訳人・翻訳人の名簿の作成を要請し、さらに、裁判官・弁護士をはじめとする司法関係者を対象として、司法通訳人・翻訳人との業務を円滑に進めるためのトレーニングを実施する必要性を明記した。2012 年 5 月 22 日の「刑事手続きにおける情報に対する権利に関する指令⁶⁾」(以下「指令 2012/13/EU」) は加盟国に、被疑者・被告人に対して、必要な文書を理解できる言語で交付することを義務付けた。同年 10 月 25 日には、犯罪被害者が司法通訳・翻訳のサービスを受ける権利を明記した「犯罪被害者の権利、援助および防御の最小限の基準、および枠組み決定 2001/220/JHA を引き継ぐ指令⁷⁾」(以下「指令 2012/29/EU」) が採択された。EU における司法通訳・翻訳をめぐる長期にわたる議論がこれらの指令に結実するためには、法曹関係者、研究機関、司法通訳人・翻訳人の養成機関、および通訳者・翻訳者の職業者連合による、開かれた学際的議論と連携が不可欠であった。

1999 年 5 月 1 日に発効したアムステルダム条約の目的は、欧州連合に「自由、安全及び正義の地域」を創設することであったが、信頼できるコミュニケーションがその前提であり、この目的達成のためには信頼性のある司法通訳・翻訳業務が不可欠であることが認識されていた。それゆえ、欧州委員会の司法・内務総局 (DG Justice and Home Affairs) は EU 加盟国において統一的な司法通訳・翻訳の水準を確立する目的で、1998 年に「Grotius プロジェクト I (Grotius project 98/GR/131)⁸⁾」、2001 年に「Grotius プロジェクト II (Grotius project 2001/GRP/015)⁹⁾」を実施した¹⁰⁾。2003 年 2 月 19 日の「刑事訴訟における被疑者・被告人の手續権保障に関する緑書¹¹⁾」は第 5 条において、被疑者または被告人が、刑事訴追を受けている罪状について理解し、訴訟の経過を理解できるように、専門鑑定人および/ま

⁶⁾ Directive 2012/13/EU of the European Parliament and of the Council of 22.May 2012 on the right to information in criminal proceedings.

⁷⁾ Directive 2012/29/EU of the European Parliament and of the Council of 25.October 2012 establishing minimum standards on the rights, support and protection of victims of crime, and replacing Council Framework Decision.

⁸⁾ Erik Hertog (ed.), *Aequitas: Access to Justice Across Language and Culture in the EU*, 2001 Lessius Hogeschool.

⁹⁾ Erik Hertog (ed.), *Aequalitas: Equal Access to Justice across Language and Culture in the EU*, 2003 Lessius Hogeschool.

¹⁰⁾ 水野真木子「欧州における司法通訳・翻訳をめぐる近年の動きと展望— Grotius Project を中心に」、『通訳研究』(No.4)、日本通訳学会 2004 年 12 月、139-156 頁。

¹¹⁾ Green Paper from the Commission, *Procedural Safeguards for Suspects and Defendants in Criminal Proceedings throughout the European Union*, Brussels, 19.02.2003, COM(2003)75 final.

たは適格な（または認定を受けた）通訳人および翻訳人を付ける権利を明記しているが、これは Grotius プロジェクト I・II の成果をとり入れたものであった。Grotius プロジェクトは、さらに 2003 年の「Agis プロジェクト I (Agis project JAI/2003/AGIS/048)¹²」、2006 年の「Agis プロジェクト II (Agis project JLS/2006/AGIS/052)¹³」に引き継がれることになる。さらに 2008 年 6 月には「多言語主義と通訳者養成のリフレクション・フォーラム¹⁴」が設立され、その成果である「最終報告書 (Final Report)¹⁵」が 2009 年 3 月に通訳総局から発表された。

2009 年 11 月 26 日、欧州委員会「司法・自由・安全総局」による刑事司法プログラムの一環として、EU 全域の司法通訳人・翻訳人・手話通訳人と、EU および各加盟国の養成機関・研究機関をつなぐ単一のプラットフォームとなる「欧州司法通訳翻訳人協会¹⁶（以下 EULITA）」がベルギーのアントワープで設立された。これは上記「最終報告書」第 3 章が言及する「EU 全加盟国を包括する司法通訳者協会の設立」が実現化されたものである。2013 年 4 月 6 日、ロンドンで開催された EULITA 総会において、世界人権宣言¹⁷、欧州人権条約¹⁸、欧州連合基本権憲章¹⁹、および指令 2010/64/EU を主要な法源とする「EULITA 職業倫理規範²⁰」が採択された。

指令 2010/64/EU は、加盟国に 2013 年 10 月 27 日までに、この指令に準拠するために必要な国内法と行政手続きを施行することを義務付けていた。EULITA は、同指令の実施が実務レベルで円滑に進められるように、法曹関係者（官僚、裁判官、行政官、検察官、弁護士、警察官）および司法通訳人・翻訳人の養成機関を支援する目的で、研究機関と通訳人・翻訳人の職業者連合と連携し、2011 年から 2012 年まで「将来のためのトレーニング (TRAFUT)²¹」を実施した。

指令 2010/64/EU は、EU 全域の司法制度において刑事事件で提供される通訳と翻訳が、手続きの公正さを保障するために十分な質を有することが必要であることと、通訳と翻訳

¹² Heleen Keijzer-Lambooy, Willem Jan Gasille (eds.), *Aequilibrium Instruments for Lifting Language Barriers in Intercultural Legal Proceedings*, 2004 ITV Hogeschool voor Tolken en Vertalen.

¹³ Erik Hertog, Jan van Guckt (eds.), *Status Quaestionis: Questionnaire on the Provision of Legal Interpreting and Translation in the EU*, 2008 Intersentia.

¹⁴ Reflection Forum on Multilingualism and Interpreter Training.

¹⁵ Reflection Forum on Multilingualism and Interpreter Training: *Final Report*, 2009 European Commission.

¹⁶ European Legal Interpreters and Translators Association (JLS/2007/JPEN/249).

¹⁷ The Universal Declaration of Human Rights, December 1948 (Articles 1-11).

¹⁸ The European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, November 1950 (Articles 5 and 6).

¹⁹ The Charter of Fundamental Rights of the European Union (2000/C 364/01), Chapter III Articles 20-21, Chapter VI Articles 47-50.

²⁰ EULITA Code of Professional Ethics.

²¹ Training for the Future: Implementing the Directive on the Right to Interpretation and Translation in Criminal Proceedings (JUST/2010/JPEN/AG/1549).

の質が要求される水準を達成するために、各加盟国が具体的な手段を講じなければならないことを定めている。2011 - 2014 年に実施された「Qualitas プロジェクト²²」はこの要請に応えるため、加盟国で導入されるべき司法通訳人認定制度に関するガイドラインを策定し、通訳人認定試験のプロトタイプを作成した。また司法翻訳は、実務上司法通訳人が兼任することが多いものの、本来司法通訳とは異なる技能を要する別の業務であるため、2013 - 2014 年「Qvaletra (Quality in Legal Translation) プロジェクト」が実施され、同指令が言及する司法翻訳の質について検討した。また、同指令が言及する警察・検察庁の取調べにおける、警察・検察庁と司法通訳人・翻訳人との連携を向上させる目的で 2011 - 2012 年に「ImPLI (Improving Police and Legal Interpreting) プロジェクト」が実施された。同指令が容認するテレビ会議を介した司法通訳に関しては、2008 - 2015 年に「Avidicus プロジェクト 1・2・3²³」が実施され、テレビ会議を介した司法通訳について調査研究が行われた。その他の数多くのプロジェクトが EULITA を中心に現在も進められており、多数の国際会議やセミナーが開催されている。ただし、EULITA によれば、同指令の国内実施措置期限の 2013 年 10 月 27 日が経過した時点で、国内実施措置を報告した加盟国は、28 カ国中わずか 8 カ国にとどまり²⁴、全加盟国が足並みを揃えることの難しさを伺わせている。2014 年 10 月 27 日提出期限の、各加盟国による報告書の分析が俟たれるところである。

3. ドイツ連邦共和国における司法通訳・翻訳人認定制度

ドイツ連邦共和国の公用語はドイツ語であり、人口の 95%以上が標準ドイツ語を話す。ゾルブ語、ロマ語、デンマーク語、北フリジア語が少数言語として法的に認められているが、これらの言語を第一言語とする者は人口の 1%に満たない。また、トルコ語、クルド語、ロシア語、アラビア語、ギリシャ語等を第一言語とする、やや大きめの移民集団がある²⁵。

ドイツでは、司法通訳人・翻訳人の認定ための条件や認定の手続きは、各連邦州の法律に定められている。このため、認定の手続きや要求される適性は州によって異なっている。日本におけるのと同様に、ドイツでも通訳・翻訳は独占業務資格ではなく、「通訳者」「翻訳者」という名称を使用すること自体に制限はない。しかし、認定を受けた司法通訳人・翻訳人の正式名称は各州の法律で定められており、法律による保護を受ける。通訳人は認定の際に「一般宣誓」を行い、その後、裁判所などに召喚された際に宣誓を繰り返す必要がある。認定を受けた翻訳人は、公証翻訳を作成することができる。

前述の EU 指令、および司法通訳・翻訳の共通水準を確立するための一連の取り組みの中で、ドイツの司法通訳人・翻訳人の認定と報酬に関する法律がどのように発展し、現在どの

²² Cynthia Giambruno (ed.), *Assessing Legal Interpreter Quality Throughout Testing And Certification: The Qualitas Project*, 2014 Universidad de Alicante.

²³ <http://www.videoconference-interpreting.net/>

²⁴ Liese Katschinka, *Deadline for transposition of EU Directive 2010/64 expired*, October 2013, <http://www.eulita.eu/deadline-transposition-eu-directive-201064-expired>.

²⁵ Vgl. Cynthia Giambruno (ed.), S.160.

ような司法通訳人・翻訳人養成が行われているのかを次に見ることにする。

3-1. 連邦行政裁判所 2007 年 1 月 16 日の判決と新「司法通訳人・翻訳人法」

連邦行政裁判所 (Bundesverwaltungsgericht) は 2007 年 1 月 16 日、司法通訳人・翻訳人の認定に関わる規定は職業活動の権利に関わるものであり、ドイツ基本法第 12 条 1 項²⁶の規定に則り法律によって定めなければならない、行政命令では足りないとする判決²⁷を下した。この判決によって、全ての連邦州に、司法通訳人・翻訳人認定に関して立法化が義務付けられることとなった。

この判決以前の立法状況は連邦州によってさまざまであり、通訳人法が存在せず、行政命令や慣例のみに従って司法通訳人・翻訳人認定が行われる州もあった。例えば、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では、司法通訳人・翻訳人の認定に関して、2009 年 7 月 30 日に新通訳人法²⁸が制定されるまで、プロイセン王国において 1900 年 2 月 5 日に制定された「裁判所における業務のための専門鑑定人の一般宣誓に関する命令²⁹」以外の法律が存在しなかった³⁰。各州で立法化が進む中、ブレーメン州では立法化が遅れ、上記判決以来、通訳人・翻訳人の認定が停止される状態が続いていたが、2014 年 11 月 8 日ようやく同州の裁判所構成法施行法³¹第 28 条に司法通訳人・翻訳人認定に関する規定が追加された。これを以て、全 16 の連邦州における司法通訳人・翻訳人認定に関する法律の制定が完了した。

これらの法律は、2005 年 9 月 7 日の「職業資格の相互承認に関する欧州議会および理事会指令」(以下「指令 2005/36/EC」)³²、および 2006 年 12 月 12 日の「域内市場におけるサービスに関する欧州議会および理事会指令」(以下「指令 2006/123/EC」)³³に従って制定または改正された。まず、指令 2005/36/EC に基づいて、EU 加盟国における大学の卒業資格や職業資格が加盟国間で相互に認定されることとなり、ドイツで司法通訳人・翻訳人とし

²⁶ ドイツ基本法第 12 条 1 項の規定は次の通りである。「全てのドイツ人は、職業、職場、職業教育の場を自由に選択する権利を有する。職業活動については、法律によって、または法律に基づいて規制することができる。」

²⁷ BverG, Urteil vom 16.01.2007 - 6C15/06, NJW2007, 1478f.

²⁸ Gesetz über Dolmetscherinnen und Dolmetscher sowie Übersetzerinnen und Übersetzer in der Justiz (Justizdolmetschergesetz -JustizDolmG) Vom 30. Juli 2009.

²⁹ Allgemeinen Verfügung vom 5. Februar 1900 über die allgemeine Beeidigung von Sachverständigen für gerichtliche Angelegenheiten (insbesondere §10).

³⁰ Norbert Zänker (Hrsg.), *Dolmetscher und Übersetzer im Landesrecht - Das Recht der Dolmetscher und Übersetzer in den Ländern der Bundesrepublik Deutschland*, 2005 BDÜ, S.334.

³¹ Gesetz zur Ausführung des Gerichtsverfassungsgesetzes (AGGVG).

³² Die Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über die Anerkennung von Berufsqualifikationen vom 7. September 2005 (Europäische Berufsanerkenntnisrichtlinie).

³³ Die Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über Dienstleistungen im Binnenmarkt vom 12. Dezember 2006 (Europäische Dienstleistungsrichtlinie oder Bolkestein-Richtlinie).

て認定を受けた者は、他の EU 加盟国の司法通訳人・翻訳人名簿にも氏名を記載することが可能になった。

さらに、2008 年 10 月 30 日の「国境を越えた債権回収と送達 of 改善法」(GrFordDuG³⁴) に従い、2008 年 12 月 12 日に裁判所構成法 (以下 GVG) および民事訴訟法 (以下 ZPO) の改正法が施行された。この法改正は、指令 2006/123/EC を視野に入れたもので、改正後の GVG 第 189 条 2 項、および ZPO 第 142 条 3 項には、一つの州で司法通訳人・翻訳人認定を受けた者は、ドイツ連邦共和国全土において業務を行えることが明記された。つまりこれにより、司法通訳人・翻訳人の「居住義務 (Residenzpflicht)」が撤廃されたのである³⁵。

3-2. 司法通訳人・翻訳人認定の条件 - 「人的適性」と「専門的適性」

全ての連邦州の新通訳人・翻訳人法に共通していることは、「人的適性 (persönliche Eignung)」および「専門的適性 (fachliche Eignung)」が認定の前提とされる点であるが、その内容は連邦州によって異なっている³⁶。

「人的適性」とは、主に次の 2 つの要素によって判断される。第一は、品行方正 (persönliche Integrität) である。これは良心に基づき誠実な通訳・翻訳が行われることに対して、疑念を生じさせないために必要であるとされ、警察が発行する行状証明書 (Führungszeugnis) の提出によって証明される。第二は、安定した経済状態であり、道徳的腐敗や買収の予防のために必要とされている。大抵の場合、書面による宣言の提出を求められるのみであるが、連邦州によっては、具体的な情報の提示を要求される場合がある。その他、成人であること、EU 加盟国に居住していること、常に裁判所・検察庁その他の官公庁からの召喚に応じられる状況にあること、心身ともに健全であること等が認定の条件として付されることがある。

「専門的適性」については、連邦州や大学が実施する司法通訳人・翻訳人認定試験に合格することを条件とする連邦州がある³⁷一方、単に外国語の能力が「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR³⁸)」の C2 レベルであることのみを認定の前提とする連邦州もある³⁹。

各州の方式で認定を受けた司法通訳人・翻訳人は、連邦のデータベース (Dolmetscher- und Übersetzerdatenbank) ⁴⁰に記載される。このデータベースはインターネット上で公開されており、言語や居住地による司法通訳人・翻訳人の検索が可能である。2015 年 3 月現在、このデータベースには延べ 23,536 名の司法通訳人・翻訳人が記載されており、この数

³⁴ Gesetz zur Verbesserung der grenzüberschreitenden Forderungsdurchsetzung und Zustellung (Gesetz vom 30. Oktober 2008, BGBl. Teil I Nr.50, S.2122).

³⁵ Manuel Cebulla (Hrsg.), *Berufsrecht der Übersetzer und Dolmetscher*, 2012 BDÜ Fachverlag, S.338-339, 347-349.

³⁶ Ebd. Cebulla (Hrsg.), S.340.

³⁷ 本稿 3-4. 参照。

³⁸ Common European Framework of Reference for Languages.

³⁹ ラインラント・プファルツ州通訳人法 (LDÜJG) 第 3 条 3 項参照。

⁴⁰ <http://www.justiz-dolmetscher.de/>

は需要を大きく上回っていると考えられるが⁴¹、どの司法通訳人・翻訳人を選任するかについては規定がなく、裁判官の裁量に委ねられている⁴²。

3-3. 司法報酬および補償法 (JVEG⁴³)

「司法報酬および補償法」(以下 JVEG) は、正式には「専門鑑定人・通訳人・翻訳人に対する報酬、および参審員・証人・第三者に対する補償に関する法律⁴⁴」と称する。裁判所・検察庁・税務署等の官公庁から召喚される専門鑑定人・通訳人・翻訳人は、認定を受けているか、認定を受けていない「アドホック」選任であるかに拘わらず、JVEG に従って報酬、および経費の補償を受ける。JVEG は、前法「証人および専門鑑定人の補償に関する法律(以下 ZSEG⁴⁵)」と、参審員に対する補償を定めた「参審員の補償に関する法律(EhrRiEG⁴⁶)」が統合されたもので、2004 年 7 月 1 日に施行された⁴⁷。

ドイツにおいて、証人・専門鑑定人・通訳人が、召喚のために、本来の職業を休業したことによって生じる逸失利益に対する補償制度を定めた法律は、すでに 1878 年に存在していた。すなわち「証人および専門鑑定人に対する料金規定(以下 GebOZS⁴⁸)」であるが、これは実質的に、プロイセンの「裁判所の業務における証人および専門鑑定人の料金に関する法律⁴⁹」の効力をドイツ全土に拡大したものであった。GebOZS はその後、経済的および技術的变化に対応すべく、幾度となく改正され、1957 年 7 月 26 日の「費用法改正法(KostRÄndG⁵⁰)」により、ZSEG に引き継がれることとなった。その後も度重なる改正を経たとはいえ、実に 126 年もの間、裁判所に召喚される通訳人・専門鑑定人に対して、逸失利益補償という基本原則のもとに手当が支給されてきたことになる。

これに対し JVEG は、専門鑑定人・通訳人・翻訳人に対して支払われるものが「報酬」

⁴¹ Anthony Pym, François Grin, Claudio Sfreddo, Andy L.J.Chan, *The Status of the Translation Profession in the European Union*, 2013 Anthem Press, S.33-38.

⁴² Vgl. Cynthia Giambruno (ed.), S.160.

⁴³ Justizvergütungs- und-entschädigungsgesetz.

⁴⁴ Gesetz über die Vergütung von Sachverständigen, Dolmetscherinnen und Dolmetschern, Übersetzerinnen und Übersetzern sowie die Entschädigung von ehrenamtlichen Richterinnen, ehrenamtlichen Richtern, Zeuginnen, Zeugen und Dritten.

⁴⁵ Gesetz über die Entschädigung von Zeugen und Sachverständigen.

⁴⁶ Gesetz über die Entschädigung der ehrenamtlichen Richter.

⁴⁷ Paul Meyer, Albert Höver, Wolfgang Bach, Henning Oberlack, *Die Vergütung und Entschädigung von Sachverständigen, Zeugen, Dritten sowie von ehrenamtlichen Richtern nach dem JVEG -Kommentar -25., neu bearbeitete Auflage*, 2011 Carl Heymanns Verlag, S.81-82.

⁴⁸ Gebührenordnung für Zeugen und Sachverständige vom 30. Juni 1878 (RGBl. 1878 S.173) - GebOZS.

⁴⁹ Gesetz, betreffend die Gebühren der Zeugen und Sachverständigen in gerichtlichen Angelegenheiten vom 1. Juli 1875 (Pr.GS.1875 S.545).

⁵⁰ Das Kostenrechtsänderungsgesetz.

であることを明記し⁵¹、逸失利益の補償という ZSEG の基本原則を転換した。これは、専門鑑定人・司法通訳人・翻訳人が、専門知識と技能を行使する独立した職業人として認識されたことを意味しており、ドイツ通訳者翻訳者協会 (BDÜ⁵²) はこの変化を歓迎した⁵³。

2013 年 8 月 1 日に施行された「第二次費用法現代化法 (2.KostRMoG⁵⁴)」によって、JVEG を含む「費用法」が大幅に改正された。第一次費用法現代化法 (2004 年 5 月 5 日施行) 以降の経済的発展への適合が図られたのであるが、この結果、専門鑑定人・司法通訳人・翻訳人に対する報酬額が大幅に引き上げられることとなった。

法改正に先立ち、専門鑑定人・司法通訳人・翻訳人に対する適正な報酬額を算定する目的で、クリストフ・ホメリヒ教授他が、ドイツ連邦司法省の委託により、2010 年 10 月に「司法報酬および補償法のための市場調査－専門鑑定人・通訳人・翻訳人に対する報酬⁵⁵」(以下「ホメリヒ調査」)を実施した。この調査は、専門鑑定人 13,323 名、通訳人 1,779 名、翻訳人 3,344 名に対して市場報酬額に関するアンケート調査を行ったものである。郵送・ファックス・オンラインによる回答が可能であり、専門鑑定人 4,067 名 (回答率 31%)、通訳人 191 名 (回答率 11%)、翻訳人 466 名 (回答率 14%) からの回答を得た。この調査の結果、JVEG で定められた専門鑑定人・司法通訳人・翻訳人の報酬額は、いずれも市場価格を下回っており、分野によってはその格差が非常に大きいことが明らかになった。この調査結果を基に、JVEG の司法通訳人・翻訳人の報酬に関する規定が大幅に改正されたのである。

JVEG 第 9 条が規定する司法通訳人に対する報酬は、改正前は、同時通訳・ウィスパリング通訳・逐次通訳等の通訳技術の種類に関係なく一時間につき一律 55€であったが、改正後は「通訳人に対する報酬は一時間につき 70€、明確に同時通訳のために召喚された場合には 75€とする。召喚に際して、予め告知された通訳の種類のみが支払い額を決める基準となる⁵⁶。」とされ、同時通訳とその他の通訳の報酬額に差がつけられた。

また、同法第 11 条が規定する司法翻訳人に対する報酬は、改正前は翻訳元のテキストの様式に関係なく「翻訳に対する報酬は、書面 55 文字につき 1,25€で、55 文字に満たない端数は切り上げるものとする。専門用語が使用され、または解読が困難なため、翻訳が著しく困難なものについては 1,85€とする。翻訳が極めて困難なものについては 4€とする。」と規定されていたが、改正後は、「翻訳に対する報酬は、書面 55 文字につき 1,55€で、55 文字

⁵¹ 裁判所に召喚される証人・第三者・参審員に対しては、従来通り、逸失利益補償の原則が採用されている。

⁵² Bundesverband der Dolmetscher und Übersetzer e.V.

⁵³ Norbert Zänker, *Justiz Vergütungs und Entschädigungsgesetz (JVEG) - Materialien für Dolmetscher - 2.Auflage*, 2005 BDÜ Berlin, S.9, 41.

⁵⁴ Das Zweite Gesetz zur Modernisierung des Kostenrechts.

⁵⁵ Christoph Hommerich, Nicole Reiß: *Marktanalyse zum Justizvergütungs und -entschädigungsgesetz - Die Vergütung von Sachverständigen, Dolmetschern und Übersetzern - Auszug*, 2010. (調査結果の概要はインターネット上で公開されている。)

⁵⁶ Klaus Otto, Werner Klüsner, Dr. Christian R. Fackelmann, Bernd Thamke, Gunnar Düsphohl: *Das neue Kostenrecht - 2.Kostenrechtsmodernisierungsgesetz*, 2013 Bundesanzeiger Verlag, S.621-628.

に満たない端数は切り上げるものとする（基本報酬）。電子化された編集可能なテキストでない場合は、報酬額は書面 55 文字につき 1,75€に増額され、55 文字に満たない端数は切り上げるものとする（増額された報酬）。翻訳が、個々の特別な事情、とりわけ専門用語の頻繁な使用、テキストの判読が困難であること、至急を要すること、ドイツでは希少な外国語であることにより特に困難である場合には、基本報酬を 1,85€、増額された報酬を 2,05€とする。」とされ、翻訳元のテキストが電子様式である場合と、それ以外の場合で報酬額に差がつけられた⁵⁷。

「ホメリヒ調査」のもう一つの目的は、JVEG 第 14 条が定める「報酬額に関する合意」が、実際にどの程度適用されているかを調査することであった。JVEG 第 14 条は「報酬額に関する合意」について、「州の最高機関、または裁判所および連邦の行政庁にとっての連邦の最高機関、またはこれらのうちいずれかの機関によって定められた部局は、頻繁に召喚される専門鑑定人・通訳人・翻訳人との間で、給付される報酬に関して合意することができ、その報酬はこの法律が定める額を上回ってはならない。」と規定している。

前法 ZSEG は、JVEG におけるような定額の報酬を定めておらず、分野ごとの逸失利益補償の最高額と最低額を提示しているのみであった。それゆえ、補償額の算定を容易にする目的で、司法機関や官公庁と司法通訳人・翻訳人の間で補償額に関して合意することには意味があった。しかし、JVEG は定額の報酬を定めているため、報酬額に関する特別な合意が、報酬額の算定を容易にすることにはつながらない。また「報酬額に関する合意」は、JVEG が想定しているように、過去に頻繁に召喚されたか、将来頻繁に召喚される予定の司法通訳人・翻訳人のみを対象とするとは限らない。つまり「報酬額に関する合意」は、司法通訳人・翻訳人にとって何らメリットをもたらすものではなく、無用なのだが⁵⁸、報酬等を支払うのは各連邦州であることから、実際には「報酬額に関する合意」が何らかの形で現場レベルで奨励され、報酬が連邦州ごと、また同じ連邦州であっても裁判所ごと、検察庁ごとにまちまちになる可能性があり、これは司法通訳人・翻訳人のレベル保全という観点から見て望ましくないことが立法当初より指摘されていた。BDÜ は JVEG 第 14 条の適法性について、テュービンゲン大学のロネレンフィッチ教授他に法律鑑定書の作成を委託した⁵⁹。この鑑定書は、JVEG 第 14 条の「報酬額に関する合意」に関する規定は、適用と解釈において最低料金が顧慮される限りにおいて適法であると結論付けている⁶⁰。

上記の JVEG 第 14 条の適用状況に関して、「ホメリヒ調査」が各連邦州の司法当局を対

⁵⁷ Karl Josef Binz, *Praxiskommentar zum JVEG*, 2014 BDÜ Fachverlag, S.79, 104.

⁵⁸ Vgl. Cebulla (Hrsg.), S.326.

⁵⁹ Michael Ronellenfitsch, Rebecca Dorn, *Rechtsfragen des Vergütungsanspruchs von Dolmetschern und Übersetzern nach dem Justizvergütungs- und -entschädigungsgesetz (JVEG) - Rechtsgutachten im Auftrag des Bundesverband der Dolmetscher und Übersetzer e. V.*, 2006, S.5.（この鑑定書はインターネット上で公開されている。）http://www.bdue-berlin.de/component/docman/doc_download/51-gutachten-14-jveg.html

⁶⁰ Ebd. Ronellenfitsch, Dorn, S.47.

象に調査したところ、「報酬額に関する合意」に基づき、JVEG で規定された報酬を下回る報酬を受けた専門鑑定人・通訳人・翻訳人は僅かであることが明らかになった⁶¹。

3-4. 司法通訳人・翻訳人養成講座

ドイツでは、現時点で全ての連邦州で完備されているわけではないが、司法通訳人・翻訳人の養成を目的とするセミナーや養成講座が各地で開講されている。中でも下記の三講座が代表的なものである（アルファベット順）。これらの講座はいずれも、大学の通訳翻訳学科の修了者、または、通訳者・翻訳者としての実務経験を有する社会人を対象としており、修了試験は、司法通訳人・翻訳人認定試験を兼ねている。

- ① ドイツ通訳者翻訳者協会（BDÜ）「法律用語夏季講習⁶²」は、それぞれ 3 日間の 3 つのブロック講座から成る。修了試験の合格者は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の全ての高等裁判所において、司法通訳人・翻訳人認定を受けることができる。
- ② ハンブルク大学「司法通訳翻訳人養成講座⁶³」の受講期間は 12 ヶ月で、10 回の週末スクーリングと、約 300 時間の自習から成る。修了試験の合格者は、ハンブルク州「内務およびスポーツ局⁶⁴」から司法通訳人・翻訳人認定を受けることができる。
- ③ マグデブルク - シュテンダル単科専門大学⁶⁵「裁判所及び官公庁における通訳翻訳講座⁶⁶」は受講期間が 2 ゼメスターで、修了試験の合格者は、ドイツ連邦共和国全土で有効な司法通訳人・翻訳人認定を受けることができる。

4. おわりに

EU では、アムステルダム条約以降、今日まで、司法通訳・翻訳の共通水準を確立するため、司法通訳人・翻訳人、法曹関係者、研究・教育機関による学際的議論と連携が段階を踏んで積み重ねられ、その成果が「ロードマップ」および指令 2010/64/EU をはじめとする措置に結実した。この過程の中で、ドイツでは、各連邦州の司法通訳人・翻訳人に関する国内立法が完了し、認定司法通訳人・翻訳人の名簿が作成された。また、報酬の支払いに関する法律が市場調査の結果に基づいて改正され、EU の共通水準に照準を合わせた司法通訳人・翻訳人の養成講座もすでにいくつか開講されている。上記指令が定める国内実施措置は概ね順調に進んでいると言えるだろう。EU とドイツの例は、わが国における司法通訳人・翻訳人認定制度の導入をめぐる開かれた学際的議論と連携、さらに大学における語学教育・通訳教育⁶⁷のあり方という観点からも、大いに参考とされるべきである。

⁶¹ Vgl. Christoph Hommerich, Nicole Reiß, S.20.

⁶² Summer School Rechtssprache im BDÜ NRW.

⁶³ Dolmetschen und Übersetzen an Gerichten und Behörden.

⁶⁴ Die Behörde für Inneres und Sport.

⁶⁵ Hochschule Magdeburg-Stendal (FH).

⁶⁶ Dolmetschen und Übersetzen für Gerichte und Behörden.

⁶⁷ 中山純「職業教育としてのドイツ語教育 - 通訳者養成の視点から」、『ドイツ語教育』（18 号）、日本独文学会ドイツ語教育部会 2014 年、38-39 頁。